

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における基本的な感染対策の考え方等についてお知らせします。各大学等におかれては、本事務連絡の内容を参考に、適切に御対応いただくようお願いします。

事 務 連 絡
令和5年5月23日

各都道府県教育委員会免許事務主管課
各指定都市・中核市教育委員会免許事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学省所轄学校法人担当課
放送大学学園担当課
文部科学省が所管する各独立行政法人担当課
各指定教員養成機関担当課
令和4年度までに免許状認定講習の開設者の指定を受けた各法人の長

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和5年5月8日以降の教育実習及び介護等体験における
新型コロナウイルス感染症対策について（周知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に移行されました。これまで3年余にわたり、教育実習及び介護等体験の実施と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を講じ、御対応いただいていた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針等に沿って対応いただいていたところ、本年5月8日付けの新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針や政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されました。

このため、本年5月8日以降、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりました。政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことにな

り、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

新型コロナウイルス感染症下での教育実習及び介護等体験の実施に当たっての留意事項については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」

（4 文科教第 1638 号令和 5 年 2 月 28 日付け文部科学省総合教育政策局長通知。以下「令和 5 年 2 月 28 日付け通知」という。）においてお示ししていたところ、5 類感染症への移行後においては、政府として一律に感染症対策を求めることはありませんが、大学等において、季節性インフルエンザ等の他の感染症と同様、感染拡大を防止する観点から、教育実習及び介護等体験の実施に当たっては、受け入れ施設等の方針等に従い、時々の感染状況に応じた対策を適切に講じていただくことが重要となります。

教育実習及び介護等体験は、大学の教育研究活動の一部であるとともに、受入施設の活動の一部を体験することから、既に周知済みの大学及び学校等における新型コロナウイルス感染症対策について留意いただくことに加え、本年 5 月 8 日以降の教育実習及び介護等体験における基本的な感染対策の考え方について、下記のとおりお知らせしますので、今後、各大学等におかれては、これらを参考に適切に御対応いただくようお願いします。

なお、令和 5 年 2 月 28 日付け通知で周知した、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部改正による教育実習及び介護等体験の実施に関する特例については、令和 5 年度中は引き続き継続することを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人及び文部科学省所轄学校法人におかれてはその設置する大学及び学校に対して、大学を設置する各地方公共団体におかれてはその設置する大学に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1. 令和 5 年 5 月 8 日以降の教育実習及び介護等体験における新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 令和 5 年 5 月 8 日以降の基本的な感染対策については、政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになったこと。
 - (2) 教育実習及び介護等体験の実施に当たっては、今後は、各大学等において、受入施設と連携しつつ、季節性インフルエンザ等の他の感染症と同様、感染拡大を防止する観点から、時々の感染状況に応じた対策を適切に講じていただくことが重要となることから、以下を参考にさせていただきつつ、各大学等において適切に御対応いただきたいこと。

① 教育実習について

令和 5 年 5 月 8 日以降は、各学校において、時々の感染状況に応じた対策を講じて

いくこととなったことを踏まえ、教育実習の実施に当たっては、大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」も確認しつつ、学校における令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について、受入先の学校における感染症対策に関する方針や指示に従うこと。また、受入先の学校の方針や指示について、学生に十分に理解させること。

なお、教育実習中のマスク着用の取扱いについては、「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和5年3月17日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）も参照すること。

② 介護等体験について

令和5年5月8日以降は、各施設において、時々の感染状況に応じた対策を講じていくこととなった。

大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」や、こども家庭庁・厚生労働省から通知される留意事項等も踏まえつつ、介護等体験の受入施設においては基礎疾患がある方や障害者、高齢者等、5類引き下げ後も引き続き新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い者もいることを十分に踏まえ、マスクの着用等の要否も含めて、令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について受入施設に十分に確認し、受入施設に応じて、その方針や指示に従うこと。また、受入施設の方針や指示について、学生に十分に理解させること。

2. その他

令和5年2月28日付け通知で周知した、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の一部改正による教育実習及び介護等体験の実施に関する特例については、令和5年度中は引き続き継続すること。なお、本特例に関する令和6年度以降の取扱いについては未定であること。

（参考）関連通知等

- 「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_1.pdf
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023.5.8～）
https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf
- 「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年4月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

- 「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和5年3月17日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001081572.pdf>

<本件連絡先>

（教育実習について）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室 教職課程認定係

Mail : kyo-men@mext.go.jp

TEL : 03-5253-4111（内線：2453）

（介護等体験について）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室 法規係

Mail : menkyo@mext.go.jp

TEL : 03-5253-4111（内線：3969）